

一戸町告示第 49 号

地域計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画（案）について、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 12 日

一戸町長 小野寺 美 登



1 縦覧場所・期間

(1) 地域計画（案）の縦覧場所

一戸町役場 2 階産業部農林課窓口 一戸町高善寺字大川鉢 24 番 9  
一戸町ホームページ

(2) 縦覧期間

令和 7 年 3 月 12 日（水）から令和 7 年 3 月 26 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 意見書の提出

(1) 提出先

一戸町役場 産業部農林課

(2) 提出方法

持参、郵送、ファックス（0195-33-3770）、インターネットメール  
([norin@town.ichinohe.iwate.jp](mailto:norin@town.ichinohe.iwate.jp))

3 提出期限

令和 7 年 3 月 12 日（水）から令和 7 年 3 月 26 日（水）まで（縦覧期間と同じ。）